

横浜市に振込先口座の登録をされているみなさまへ

横浜市から支払をするためにご登録いただいている令和7・8年度の振込先口座登録（口座のみの登録）の有効期限は、令和9年3月31日までとなっておりますが、令和9・10年度の振込先口座登録（口座のみの登録）について、自動更新を行うこととします。

※ 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録している口座は、自動更新の対象ではありませんので、引き続き口座の登録を希望する場合は、令和9・10年度横浜市入札参加資格の定期申請で、口座の登録申請が必要です。

1 ご案内事項

令和7・8年度の振込先口座登録（口座のみの登録）を行っている方について、自動更新により、令和9・10年度の振込先口座登録を行います。

具体的には、令和9年1月の登録情報を最新の情報として、令和9・10年度の振込先口座登録の情報を作成する予定です。登録結果は令和9年2月末頃に別途電子メールでお知らせします。

2 自動更新後の有効期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

3 変更・抹消手続

(1) 変更手続

登録内容に変更のある場合は、「登録内容に変更が生じた場合（変更届）」（下記 URL）に沿って、変更届をご提出ください。

登録する口座情報の追加や一部削除も可能です。

(2) 抹消手続

登録内容を抹消する場合は、「その他」の「振込先口座登録の抹消（登録内容全てを削除）したい場合」（下記 URL）に沿って、

抹消届をご提出ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/shiharai/kouza-touroku.html>

4 令和7・8年度振込先口座登録及び入札参加資格の随時申請の受付停止・終了

令和9・10年度横浜市入札参加資格の定期更新申請期間中は、令和7・8年度一般競争入札有資格者名簿への新規申請を停止するため、9月1日～9月30日及び11月1日～11月30日の期間でのみ受付が可能です。また、11月30日で受付を終了します。

※令和7・8年度振込先口座登録の登録内容について変更が生じた場合や抹消をご希望の場合は、変更届・抹消届は令和9年3月下旬まで受け付け予定です。（日程未定）

5 ユーザーID・パスワードが不明な場合

登録内容の確認・変更届提出の際に、事業者ごとに発行されるユーザーID・パスワードを用いてシステムにログインをする必要があります。

ユーザーID・パスワードが記載された「横浜市振込先口座の登録について（通知）」を紛失した場合は次の方法により再発行が可能です。

【再発行の方法】

- ① 次のURLの「お問い合わせページ」をクリック

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epvo/servlet/1>

- ② 登録した「商号又は名称（個人の方は漢字氏名）」「メールアドレス」「電話番号」を入力し「再発行する」をクリック

- ③ 内容が正しく入力された場合は登録されているメールアドレスにユーザーID・パスワードが送付されます。エラー画面が表示された場合は「電子入札ヘルプデスク」にご連絡下さい。

お問い合わせ先

【システム操作について】

電子入札ヘルプデスク TEL 045-662-7992

※午前9時から午後5時まで（※土・日・祝日を除く）

【システム操作を除く口座登録について】

横浜市会計室会計管理課 TEL 045-671-2988

※午前8時45分から正午、午後1時から午後5時15分まで
（※土・日・祝日を除く）